（参考様式4）

**実 務 経 験 証 明 書**

令和 **5**年 **4**月 **1**日

豊橋市長　様

発行した日付を記載してください

法人所在地　　　　　　　**豊橋市今橋町〇番地**

法人名　　　　　　　　　**社会福祉法人とよはし**

代表者の役職・氏名　　　**理事長　豊橋　太郎**

休暇・欠勤等を除いた勤務日数を記載してください

（担当者の氏名・連絡先　**豊橋　次郎　0532-51-△△△△**）

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

業務期間初日から起算し、最後の月に端数が生じた場合、端数は業務期間に含めることができません

上記の場合、令和2年4月5日から令和4年9月4日までの２年５か月が業務期間となります

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | **愛知　花子** | （生年月日　**平成元**年　**１**月　**１**日） | |
| 施設又は  事業所名 | **グループホームよしだ** | | |
| 施設又は事業所の種別（**障害福祉サービス事業所（共同生活援助）**） | | |
| 業務期間 | **令和2**年 **4**月 **5**日　～　　**令和4**年 **9**月 **25**日 | | （　**2**年　**5**か月） |
| 従事日数 | **〇〇〇**　日 | | |
| 業務内容 | 職名（　**生活支援員**　　　　　　） | | |
| 支援の種類　　※該当する方を☑   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | □ | 相談支援業務 | **☑** | 直接支援業務 | | | |
| 該当する支援の種類、施設又は事業所の種別  記号（　**ス**　） ※裏面に記載の区分、施設・事業ア～ニから選択 | | |
| 具体的な業務内容  **障害者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに日常生活支援業務** | | |

※１ 施設又は事業所の種別欄は、障害福祉サービス事業の場合、居宅介護、生活介護等の種別も記載してください。

※２ 業務期間欄は、証明を受ける者が利用者に対する直接的な援助を行っていた期間を記載してください（産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません。）。

※３ 従事日数欄は、休暇・欠勤等を除いた勤務日数を記載してください。

※４ 証明書の内容に疑義が生じた場合、市から発行元に確認をすることがあります。

**（裏面に続く）**

**＜各職種の要件となる実務経験＞**

　●サービス管理責任者　　　 **下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ**

　●相談支援専門員　　　　　 **下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、シ、ス、セ、ソ**

　●児童発達支援管理責任者　 **下表ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、コ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ナ、ニ**

　●児童指導員　　　　　　　 **下表エ、ケ、サ、セ、ト、ナ**

|  |  |
| --- | --- |
| **区分** | **施設・事業** |
| **相談支援業務** | **ア**　一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、地域生活支援事業所 |
| **イ**　児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、発達障害者支援センター、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 |
| **ウ**　障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、精神保健福祉センター、介護老人保健施設、老人福祉施設、介護医療院、救護施設、更生施設、地域包括支援センター |
| **エ**　障害児相談支援事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所 |
| **オ**　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター |
| **カ**　障害者雇用支援センター |
| **キ**　特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校） |
| **ク**　保険医療機関（社会福祉主事任用資格を有する者、国家資格など(※)を有する者、訪問介護員２級以上相当の研修を修了した者（介護職員初任者研修修了者、介護福祉士など）、ア～キの従事期間が１年以上の者に限る） |
| **ケ**　児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 |
| **コ**　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校 |
| **サ**　母子生活支援施設、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、幼保連携型認定こども園 |

※国家資格などとは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士を指す

|  |  |
| --- | --- |
| **区分** | **施設・事業** |
| **直接支援業務** | **シ**　障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 |
| **ス**　障害福祉サービス事業所、老人居宅介護等事業所 |
| **セ**　障害児入所施設、障害児通所支援事業所 |
| **ソ**　保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 |
| **タ**　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 |
| **チ**　特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校） |
| **ツ**　市町村から補助金・委託により運営する地域活動支援センター |
| **テ**　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校 |
| **ト**　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 |
| **ナ**　児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 |
| **ニ**　家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 |